

## 平成30年度 滋賀県保育士修学資金貸付事業募集要項

滋賀県内において、保育士資格の新規取得者の確保のため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対し修学資金の貸付を行います。貸付は無利子です。

また、養成施設を卒業後、滋賀県内の保育所等<sup>※1</sup>において児童の保護等の業務に5年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

※1 「保育所等」とは、別紙1に定める施設のこと。

### 1. 貸付対象者

次の①～③の要件を満たす者

- ①指定保育士養成施設に在学し、卒業後、滋賀県内の保育所等において児童の保護等に従事しようとする者。
- ②優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる者。
- ③他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない者

※母子・父子寡婦福祉資金、生活福祉資金教育支援資金等、重複して貸付を行えないものがあります。

### 2. 貸付額

修学資金 月額50,000円以内（2年間分を限度とする。）

入学準備金 200,000円以内（入学時に限り）

就職準備金 200,000円以内（卒業時）

生活費加算

貸付申請時に次の①および②に該当する者は、申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

① 貸付申請時に生活保護受給世帯の者

② 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

（ア）地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

（イ）地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

（ウ）国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免

（エ）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

### 3. 貸付期間

養成施設に在学する期間（正規の修学期間内で修学資金の月額50,000円以内、かつ2年間分に相当する金額の範囲内とする。）

### 4. 貸付利子

無利子（ただし、返還期限が過ぎた場合は延滞利子がつきます。）

## 5. 連帯保証人

連帯保証人は原則として2名たてなければならない。

申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であること。

連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者であること。

## 6. 返還免除

養成施設を卒業後、保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき。

## 7. 申請に必要な書類

- ① 保育士修学資金貸付申請書
- ② 在学する養成施設等の長の推薦書
- ③ 連帯保証人のうち申請者と生計を一にし、かつ、その生計を主として維持している者の前年の所得を証明する書類
- ④ 申請者が成年者の場合は、申請者の前年の所得を証明する書類
- ⑤ 申請者のうち、2①および②に該当する者であって、生活費加算を希望する者は、申請にあたりその事実を証する書類
- ⑥ 住民票（発行後、3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類

## 8. 申請方法

在学している養成施設を経由して申請すること。

※養成施設から本会への締切は6/15（金）となります。養成施設の締切はそれぞれ異なりますので、必ず養成施設に確認すること。

## 9. その他

- ① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとする。
- ② 制度詳細は、ホームページに掲載します。

## 10. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138（県立長寿社会福祉センター内）  
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会  
経営部門 保育士修学資金グループ  
TEL：077-567-3958 FAX：077-566-3611

別紙 1

- ① 国立児童自立支援施設および国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」および重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
- ② 滋賀県内に所在する次の（ア）から（コ）の施設等
  - （ア）児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第 4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」および同法第 18 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」
  - （イ）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
    - a 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
    - b （ウ）に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
  - （ウ）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
  - （エ）児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町が行うものおよび同条第 2 項の認可を受けたもの
  - （オ）児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
  - （カ）児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町が行うものおよび同条第 2 項の届出を行ったもの
  - （キ）児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
  - （ク）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特定保育を実施する施設
  - （ケ）児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可または認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
    - a 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設
    - b a に掲げるもののほか、知事が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
    - c 雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
    - d 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
    - e 国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
  - （コ）子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業